

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年1月30日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時30分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第1号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第6	議案第3号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第7	その他	(行事予定等)

6 会議録署名委員 6番 橋口 裕二 7番 佐光 真美

7 職務のため出席した者の氏名

局長補佐	今井 孝洋	係長	緒方 恵美
主査	別宮 愛		

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、1月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長補佐が行います。
	局長補佐	議長、局長補佐 それでは、1月の諸報告をさせていただきます。 3日、町成人式が開催され、会長が出席されました。 5日、町消防始式が開催され、会長が出席されました。 6日、町賀詞交歓会が開催され、会長及び河野博子委員が出席されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 16日から17日、町農業委員会先進地視察研修を行いました。 21日、農地転用等審査会、第1小委員会を開催しました。 23日から24日、西都児湯管内農業委員会会長・事務局長合同視察研修が行われました。 27日、大分県日出町農業委員会視察研修の受入れ対応を行いました。 本日、1月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	11番	議長、11番 1月10日、午前9時より役場第3会議室で、8番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 6番 橋口 裕二(はしぐち ゆうじ)委員 7番 佐光 真美(さみつ まみ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り したいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第1号 3条許可	議長	【日程第4】 議案第1号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長 補佐	議長、局長補佐 議案第1号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号
1号 補足説明	17番	議長、17番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件は、次に2号で審議される案件との農地の交換になります。田と畑の交換で、面積に差がありますが、自宅に近いという事と、受け手の方は認定農業者であるので農地の集約も図りたいという事から双方で意見が整ったという事です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	次に、 2号
2号 補足説明	17番	議長、17番 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先程1号で説明した関連の案件になります。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に、 3号
3号 補足説明	18番	議長、18番 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。売買の案件になります。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第2号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第2号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長 補佐	議長、局長補佐 議案第2号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
	6番	議長、6番 第1小委員会の委員長報告を行います。 1月21日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果1号については許可相当、2号については始末書条件で許可相当と判断しました。その中で、どちらの案件も渡人は売買が成立している状況であります。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長 議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号
1号 補足説明	18番	議長、18番 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。一般住宅を建設するという事です。渡人は5年前に木材会社と売買が成立しているのですが、土地の名義が変更されていないため、本案件での売買の手続きになります。受人に確認したところ、自分達は木材会社から購入するという事で渡人の事は分からないという事でした。この事について経緯を事務局で説明をお願いします。
	事務局	議長、事務局 補足説明いたします。受人に確認したところ5、6年前に木材会社を通して売買の話はあったようです。原則分譲地としての転用は認められていませんので、家を建てる方が見つからないと転用出来ません。 今回は、渡人と木材会社で土地の売買は既に成立しており、土地の購入者が見つかるまでは、登記をしないという宅地分譲の状態でした。ようやく購入者が見つかり今回の申請になっているようです。渡人も県外の方で、相続で取得しており売買の経緯も伝わってなかったもので、昔の事は分からないという状況でした。
	18番	議長、18番 今後、木材会社だけでなく先月の総会で審議された建設会社の番野地郵便局前の6区画も、売れた時点で名義変更がされるので、土地の購入者は会社から購入しており、元々の所有者を知らないのでは委員が調査する時に困る感じました。今後検討していかなければならない課題だと思います。 申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されますが、申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	2番	議長、2番 本来は建売住宅なのですが、実際は契約が成立した都度転用していつている状況です。分譲地として一括で転用するのであれば、業者の名義に変更し契約が成立した時点で相手の名義に変更していかないと、農業委員会として2度の許可を出すという事は如何なものかと思います。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
	事務局	議長、事務局 この件について、最近の案件でも建売住宅として申請し許可されていますが、分譲地のような手続きを行っているのが見受けられます。そこで、きちんとした手続きを行ってくださいという指導はしていますが、過去の許可した案件が残っており、今回のような事例となった次第です。今後も適正な手続きをするように指導を行っていくところであります。
	5番	議長、5番 業者が正当な手続きを取らないという事は、何らかの理由があるのだと思います。そこをきちんと統一しないと、今後も同様になっていくと思います。
	17番	議長、17番 こういう事例は他の市町村にもあると思うのですが、どのような対応をとっているのでしょうか。そこを参考に本町も対応を考えなければならないと思うのですが。
	事務局	議長、事務局 他市町村について、情報交換はまだやっておりませんが、他の市町村においても分譲は認めてないが建売は認めているという事で、同じような状況かと思われます。5番委員の意見については、税金や登記手数料等の手間と費用をいかに安くするかというところでそのような状況になっているかと思います。17番委員のいわれる様に、他市町村とも情報を交換しながら足並みをそろえて規制していきたいと考えております。
	5番	議長、5番 川南は川南のルールを徹底していくべきだと思います。
	事務局	議長、事務局 農業委員会として農地法の手続きを適正に指導していきたいと思います。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	次に、2号

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
2号 補足説明	18番	議長、18番 2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。申請地は許可を得ぬまま隣接住宅の進入路として利用されておりましたが、譲受人が住宅を購入するにあたり、引き続き住宅進入路として使用するための売買となっております。 申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
議案第3号 促進(中間)	議長	【日程第6】 議案第3号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐 議案第3号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、43件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号の1件、更新が2号から13号までの12件、新規が14号から43号までの30件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号	議長	1号の耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号については、承認することといたします。
	議長	ここで、6番委員の退室を求めます。 ＜ 6番委員退室 ＞

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
2号から3号	議長	次に、 2号から3号 までの更新案件について、御意見、御質問は ございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号から3号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、6番委員の入室を許可します。 ＜ 6番委員入室 ＞
4号から13号	議長	次に、 4号から13号 までの更新案件について、御意見、御質問は ございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号から13号 については、承認することといたします。
新規案件	議長	引き続き、 14号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受 けて審議を進めていきます。
	議長	ここで、6番委員の退室を求めます。 ＜ 6番委員退室 ＞
	議長	14号、15号 は関連があるので一括して説明をお願いしま す。
14号、15号 補足説明	11番	議長、11番 14号、15号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、JAの畜産課がある場所 の西側に開けている農地の4区画になります。 現地確認を行いました、きれいに整備されており水稻の 準備がされておりました。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
		農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願ひいたします。
	議長	14号、15号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	14号、15号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、6番委員の入室を許可します。 ＜ 6番委員入室 ＞
16号、17号 補足説明	議長	16号、17号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	5番	議長、 5番 16号、17号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所が2か所あり、1か所の水田は桐谷物産の工場の裏側になりますので、現地確認は担当地区の9番委員に行ってもらいました。特に問題はありませんと報告を受けております。2か所目の畑の場所は、多賀小学校の南側の道路を東に向かい、坂を登り切った所を右折し、400mほど進むと舗装道路が切れている所の左側になります。現地確認を行いましたが無、丁度かぼちの準備をされているところでした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願ひいたします。
	議長	16号、17号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	16号、17号 については、承認することといたします。
	議長	18号、19号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
18号、19号 補足説明	6番	議長、 6番 18号、19号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件の関連で18号から24号までは貸し手の方の案件になります。18、19号については、2年前に貸し手の親が亡くなり、2人で農地を分けるかたちで相続をされたものです。借り手の方は規模拡大で、対象農地に隣接する場所を耕作しています。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	18号、19号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	18号、19号 については、承認することといたします。
	議長	20号、21号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
20号、21号 補足説明	6番	議長、 6番 20号、21号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手の農地は、母に代わって後見人として申請された案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	20号、21号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	20号、21号 については、承認することといたします。
	議長	22号、23号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
22号、23号 補足説明	6番	議長、 6番 22号、23号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも隣接する農地の方と貸借契約を結ぶものであります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	22号、23号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	22号、23号 については、承認することといたします。
	議長	24号、25号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
24号、25号 補足説明	6番	議長、 6番 24号、25号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも隣接する農地の方と貸借契約を結ぶものであります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	24号、25号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	24号、25号 については、承認することといたします。
	議長	26号、27号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
26号、27号 補足説明	18番	議長、18番 26号、27号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。田が11筆の契約となっておりますが、現況は4枚の田になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	26号、27号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	26号、27号 については、承認することといたします。
	議長	28号、29号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
28号、29号 補足説明	14番	議長、14番 28号、29号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。以前は義父が貸借していたのですが、借り手の方が変更になった案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	28号、29号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	28号、29号 については、承認することといたします。
30号、31号 補足説明	議長	30号、31号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	14番	議長、14番 30号、31号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも貸し手の方が違いますが、先程と同様の案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	30号、31号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	30号、31号 については、承認することといたします。
	議長	32号、33号 は関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
32号、33号 補足説明	14番	議長、14番 32号、33号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも貸し手の方が違いますが、先程と同様の案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	32号、33号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	32号、33号 については、承認することといたします。
34号、35号 補足説明	14番	議長、14番 34号、35号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも貸し手の方が違いますが、先程と同様の案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	34号、35号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	34号、35号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	36号、37号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
36号、37号 補足説明	14番	議長、14番 36号、37号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも貸し手の方が違いますが、先程と同様の案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	36号、37号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	36号、37号 については、承認することといたします。
	議長	38号、39号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
38号、39号 補足説明	7番	議長、7番 38号、39号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は浪掛の交差点から川南駅に向かう道路の平田川沿いの田になります。以前は、貸し手の方の父が耕作されていましたが、父が亡くなり貸し手の方も入院されて耕作出来ないで、今回の契約になり水稻を作られるということでした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	38号、39号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	38号、39号 については、承認することといたします。
	議長	40号、41号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
40号、41号 補足説明	7番	議長、 7番 40号、41号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先程の案件と貸し手の方は同じで借り手の方が別の方になります。この方はWCSを作られるということでした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	40号、41号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	40号、41号 については、承認することといたします。
	議長	42号、43号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
42号、43号 補足説明	2番	議長、 2番 42号、43号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。坂の上のトレーニングハウスになります。規模拡大によるものだそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無き疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	42号、43号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	42号、43号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 1月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第7】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 借手の都合が1件、耕作者の変更が1件、交換のためが4件の計6件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
農用地利用集積等促進計画	事務局	議長、事務局。 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告いたします。 賃貸借の賃料の変更申出書が1件ありました。以上、報告します。
	議長	「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「2月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「2月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年1月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会1月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

6番

7番